

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条) (2023.5.8 一部改正)

分類	病名	出席停止期間の基準
第 1 種	特徴   危険性の高い感染症（感染力が強く重症になる）	
	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）中東呼吸器症候群（MERS）特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	特徴   放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある感染症。主に飛沫感染で広がる	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	特徴   飛沫感染が主体ではないが、放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある感染症	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（※1）	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症（※1）	溶連菌感染症、感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症手足口病、带状疱疹など	医師の判断及び指示に従ってください

（※1）その他の感染症（第 3 種感染症と扱う場合もあり）は、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられます。

医師の判断及び指示に従ってください。